

令和元年第4回茂原市教育委員会会議（8月定例会）日程

日時：令和元年8月21日（水）15時～

場所：茂原市役所9階901・902会議室

1. 開会宣言

2. 会議録署名人の指定

3. 会議事項

（議決事項）

議案第1号 茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の制定について

議案第2号 茂原市教育委員会行政組織規則及び茂原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

議案第3号 茂原市教育委員会処務規程の一部を改正する等の訓令の制定について

議案第4号 茂原市立幼稚園給食実施要綱の制定について

議案第5号 茂原市立幼稚園の保育料に関する規則の一部を改正する規則の制定について

（報告事項）

1 臨時代理の報告について

2 行事の共催、後援及び協賛について

3 令和元年第5回（9月定例会）及び第6回（10月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について

4 その他

4. 閉会宣言

（会議結果）

議決事項について、議案第1号から議案第5号は原案どおり可決されました。

茂原市教育委員会会議録

令和元年第4回（定例会）

- 1 期日 令和元年8月21日（水）
開会 午後3時00分
閉会 午後3時30分
- 2 場所 茂原市役所9階会議室
- 3 出席委員
教育長 内田 達也
教育長職務代理者 齋藤 晟
委員 高貫 裕一郎
委員 高仲 輝夫
- 4 出席職員
教育部長 久我 健司
教育部次長（教育総務課長） 渡辺 裕次郎
学校教育課長 保川 浩基
生涯学習課長 佐久間 尉介
体育課長 山本 茂樹
中央公民館長 岡田 公一
美術館・郷土資料館長 三階 英幸
東部台文化会館長 中澤 浩子
中央学校給食共同調理場所長 最首 誠
学校教育課主幹 金坂 暁
教育総務課長補佐 川崎 弘道
教育総務課総務係長 小安 宏尚
- 5 署名人の指定
委員 高貫 裕一郎
委員 高仲 輝夫
- 6 傍聴人 0名

内田教育長 : ただいまから、令和元年第4回茂原市教育委員会会議(8月定例会)を開会します。

本日の出席人数は、4名ですので、定足数に達しており会議は成立いたしました。本日の会議録署名人は、「高貫委員」と「高仲委員」を指定いたします。

これより会議事項に入ります。本日は、議案が5件となっております。

それでは、議案第1号「茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の制定について」説明をお願いします。

久我教育部長 : 議案第1号「茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、茂原市学校給食センターの新設に伴い、センターの管理及び運営並びに給食の実施について、必要な事項を定めるものです。

具体的には、第3条に給食センターの休業日を、第12条以降に給食センターに勤務する職員や事務に関し規定いたしました。

また、第2条及び第4条から第7条までに、給食の実施についての内容を、第8条

から第11条にかけては、給食費に関し規定いたしました。

なお、この規則は、令和元年9月1日から施行となります。

以上、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

- 内田教育長 : それでは、議案第1号について質疑をお願いします。
- 高貴委員 : 第12条に書かれてあります給食センターの職員の方たちが出ていますが、これは全てということなのでしょうか。
- 最首 : 市の職員さんなのか、それとも契約されている会社の方なのでしょうか。
- 中央学校給食共同調理場 : 第12条に規定してあります事務職員は、全て市の役職を規定してあります。
- 所長 : 以上です。
- 高貴委員 : これ以外に実際調理をされる方たちというのはやはり、契約されている会社の方たちということですか。
- 最首 : はい、契約した会社が雇用した職員となります。
- 中央学校給食共同調理場 : ありがとうございます。
- 所長 : この12条の記載ってあたかもものすごくセンター長以下、職員がいっぱいいるように感じますが、こういうものを規定する時にはもう昇格した場合とか、技術職が入った場合などいろんな想定の中で、その都度困らないような表現表記がされています。
- 高貴委員 : 実際、市の正規職員といたしましては、センター長1名と、副主査が1名おるだけで、後は、非常勤職員になります。
- 久我部長 : それ以外に、給食数に応じて、千葉県さんから栄養士さんが配置されております。今年度9月1日の段階で、県の栄養士が4人、市の栄養士1名の計5名、長1人と職員2名、計8名の体制でスタートします。
- 高貴委員 : それ以外に、給食の委託業者、調理に関しては東洋食品に委託しておりますので、東洋食品の中の職員だけが従事する部屋というのが、内覧会ではご覧いただけていないですが、小さな小部屋がありまして、そこで責任者以下の立場のある人間が、そこに詰めるような形になります。
- 齋藤委員 : 委託としましては当初の予定では、委託業者の調理員としては約40名が配置される予定になっております。
- 最首 : 以上です。
- 中央学校給食共同調理場 : ありがとうございます。
- 所長 : 関連して確認ですけど、その方々の給料は県あるいは市が負担するのですね。
- 内田教育長 : 市の職員の方は市の方から出まして、県の栄養士さんは県の方から出るということですか。
- 内田教育長 : 他にありますでしょうか。
- 各委員 : よろしいでしょうか。それでは、議案第1号について採決に入ります。
- 内田教育長 : 議案第1号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 久我教育部長 : 異議なし。
- 久我教育部長 : 議案第1号は、全会一致で原案どおり可決することと決定いたしました。
- 久我教育部長 : 次に、議案第2号「茂原市教育委員会行政組織規則及び茂原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。
- 久我教育部長 : 議案第2号「茂原市教育委員会行政組織規則及び茂原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。
- 久我教育部長 : 本案は、茂原市学校給食センターの新設に伴い施設名等が変更となることから、「茂原市教育委員会行政組織規則」及び「茂原市教育委員会公印規則」の一部改正を同時に行うものでございます。
- 久我教育部長 : それでは参考資料の「茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則」の新旧対照表をご覧ください。下線のある部分が、改正する箇所でございます。
- 久我教育部長 : 第28条においては、現在の施設名である茂原市立学校給食共同調理場から茂

原市学校給食センターへ施設名の変更をするものです。第29条においては、施設名に付随して役職名を現在の所長からセンター長に改めるとともに、第10号を削除したものです。

次に、参考資料の「茂原市教育委員会公印規則の一部を改正する規則」の新旧対照表をご覧ください。

施設名の変更に伴い、別表第1においては、公印の名称及び管主者を改めるものでございます。また、別表第2においては、公印のひな形を改めるものでございます。

なお、この規則は、令和元年9月1日から施行となります。

以上、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

内田教育長 : それでは、議案第2号について質疑をお願いします。
齋藤委員 : 現在の茂原市学校給食共同調理長が、給食センター長になられるのですか。
渡辺 : そのとおりでございます。

教育部次長 : はい、よろしくお願いいたします。
齋藤委員 : 他にありますか。

内田教育長 : よろしいでしょうか。それでは、議案第2号について採決に入ります。
議案第2号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員 : 異議なし。

内田教育長 : 議案第2号は、全会一致で原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第3号「茂原市教育委員会処務規程の一部を改正する等の訓令の制定について」説明をお願いします。

久我教育部長 : 議案第3号「茂原市教育委員会処務規程の一部を改正する等の訓令について」ご説明申し上げます。

本案は、茂原市学校給食センターの新設に伴い施設名等が変更となることから、「茂原市教育委員会処務規程」の一部改正及び「茂原市立学校給食共同調理場運営規程」の廃止を同時に行うものでございます。

それでは参考資料の「茂原市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令」の新旧対照表をご覧ください。下線のある部分が改正する箇所でございます。

別表第2個別専決事項において、専決事項の項目を議案第1号でご可決いただきました「茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則」に合わせて改めるとともに、施設名を茂原市学校給食センターに、また、役職名を所長からセンター長に改めております。

また、「茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則」を制定することに伴い、「茂原市立学校給食共同調理場運営規程」の廃止を行うものです。

なお、この訓令は、令和元年9月1日から施行となります。

以上、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

内田教育長 : それでは、議案第3号について質疑をお願いします。

高仲委員 : 新旧対照表を見ると、現行の給食主任会議の開催がなくなるのか、あるいは他の方に移るのかどっちなのでしょう。

最首 : 給食主任会議は引き続き行います。

中央学校給食
共同調理場
所長

渡辺 : こちらの給食主任会議の開催につきましては、当然開催するものでございまして、今回新しく決めました規則に基づいて、こちらの専決事項を決めたためにこちらから削除されたものでございます。

内田教育長 : 他にありますか。

よろしいでしょうか。それでは、議案第3号について採決に入ります。
議案第3号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員 : 異議なし。

内田教育長 : 議案第3号は、全会一致で原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第4号「茂原市立幼稚園給食実施要綱の制定について」説明をお願いします。

- 久我教育部長 : 議案第4号「茂原市立幼稚園給食実施要綱の制定について」ご説明申し上げます。
- 本案は、「茂原市立学校給食共同調理場運営規程」の廃止に伴い、茂原市立幼稚園で実施する給食について、その対象者、給食費等を規定しようとするものです。具体的には、幼稚園給食の対象者を園児及び職員その他教育長が必要と認めたとし、給食費の額を、今までどおり1食当たり270円といたしました。
- なお、この告示は、令和元年9月1日から施行となります。
- 以上、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
- 内田教育長 : それでは、議案第4号について質疑をお願いします。
- よろしいでしょうか。それでは、議案第4号について採決に入ります。
- 議案第4号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 内田教育長 : 議案第4号は、全会一致で原案どおり可決することと決定いたしました。
- 次に、議案第5号「茂原市立幼稚園の保育料に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。
- 久我教育部長 : 議案第5号「茂原市立幼稚園の保育料に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。
- 本案は、令和元年10月より開始される幼児教育・保育の無償化に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。
- それでは新旧対照表をご覧ください。
- 当該規則の別表において、8月までは前年度の市町村民税額により保育料を算定し、9月からは当該年度の市町村民税額により算定を行い、保育料額を変更する旨が定められております。今年度につきましては、10月から幼児教育・保育の無償化が始まることから、「子ども・子育て支援法施行令」において、9月の保育料額の変更は行わずに無償化へ移行するという、経過措置が認められることとなりました。
- この経過措置を利用し、幼児教育・保育の無償化を円滑に実施するために、所要の改正を行おうとするものでございます。
- 尚、この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の別表備考1の規定は、平成31年4月1日から適用となります。
- 以上、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
- 内田教育長 : それでは、議案第5号について質疑をお願いします。
- よろしいでしょうか。それでは、議案第5号について採決に入ります。
- 議案第5号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 : 異議なし。
- 内田教育長 : 議案第5号は、全会一致で原案どおり可決することと決定いたしました。
- 次に、報告事項に入ります。報告事項1「臨時代理の報告について」説明をお願いします。
- 保川 学校教育課長 : 報告事項1についてご説明いたします。
- 茂原市教育委員会行政組織規則第8条第1項の規定により会議を招集する暇がなく緊急を要する事項のため、教育長をして臨時代理とした手続きを行い、同規則第8条第3項の規定によりご報告いたします。
- 本事項は、令和元年8月9日付けで、市の区域内の字の区域及び名称の変更が告示され、翌日10日からその区域が大字「大芝1丁目」「大芝2丁目」「大芝3丁目」に変更となったことにより、規則を改正したものです。
- それでは新旧対照表をご覧ください。
- 当該規則の別表において、中の島小学校と南中学校の通学区域に「大芝1丁目」「大芝2丁目」「大芝3丁目」を追加いたしました。
- この規則は、令和元年8月10日より施行しております。
- 以上、よろしくお願ひいたします。
- 内田教育長 : それでは、報告事項1について、ご質問等ございますでしょうか。
- 齋藤委員 : これ、変えるというのは市役所のどの課で変えるのですか。地域から要望があつて変えるのですか。
- 保川 : 大芝区画整理組合の換地処分であり、土地区画整理事業により換地処分とい

- 学校教育課長 : うことで変えるということです。
- 齋藤委員 : わかりました。
- 高貴委員 : 今回のこの「大芝1丁目」「大芝2丁目」「大芝3丁目」が出来たことにより、子ども達の通学学区が変わることは、今いる子たちに関してはないのですか。
- 保川 : これを追加することによって、そういった不利益が生じることはございませんので、一応ここに住んでいる方っていうものは、もともとこの中の島小学校と南中学校、そのままになりますので、番地の方だけが変わるということになります。
- 学校教育課長 : 。
- 高貴委員 : ありがとうございます。
- 内田教育長 : 他にありますか。よろしいですか。
それでは次に、報告事項2「行事の共催、後援及び協賛について」説明をお願いします。
- 渡辺 : 教育委員会で共催、後援又は協賛を決定した行事について、ご報告いたします。
- 教育部次長 : 令和元年7月に決定した行事は、「共催」につきましては、学校教育課で1件、「後援」につきましては体育課で1件、学校教育課で3件、生涯学習課で3件、「協賛」につきましては、生涯学習課で1件、合計9件でございました。
よろしく願いいたします。
- 内田教育長 : それでは、報告事項2について、ご質問等ございますでしょうか。
- 齋藤委員 : 後援なのですが、生涯学習課が上総十二社祭りを後援しますよね。これは何でしょうか、こちらもお祭りがあるのですけれども、なんで一宮の神輿を後援するのですか。何か要請があったのですか。
- 佐久間 : 本件につきましては、こちらの祭りが千葉県の指定無形民俗文化財ということで、指定されております。
茂原市におきましても、こちらの方につきましては、指定文化財の中の一つとして、認定しておるところでございます。
お祭りにつきましては地域の伝統的・継続的な行事であることから宗教を助長するものではないということを前提にいたしまして、社会通念に従って今後も客観的に判断して参りたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。
- 生涯学習課長 : わかりました。茂原のお祭りの後援はないわけですね。
- 齋藤委員 : もしそういう形で要望が上がり、判断をさせていただいて、できる限り可能であればやらせていただきたいです。
- 佐久間 : わかりました。ありがとうございます。
- 齋藤委員 : わかりました。ありがとうございます。
- 内田教育長 : 他にありますか。
よろしいですか。
それでは次に、報告事項3「令和元年第5回（9月定例会）及び第6回（10月定例会）の茂原市教育委員会会議の日程について」説明をお願いします。
- 渡辺 : 令和元年第5回及び第6回の茂原市教育委員会会議の日程についてご報告いたします。
- 教育部次長 : 第5回の9月定例会につきましては、9月25日の水曜日、15時より開催いたします。
なお、この日は13時15分より第1回総合教育会議を開催いたします。
また、第6回の10月定例会につきましては、10月29日の火曜日、15時より開催いたします。
いずれもこちらの9階会議室で行います。
よろしく願いいたします。
- 内田教育長 : 会議日程について、よろしいでしょうか。
- 各委員 : はい。
- 内田教育長 : それでは日程については、そのようをお願いいたします。
その他報告がありましたら、お願いします。
- 山本体育課長 : 体育課から、「大相撲鋳山(しころやま)部屋ふれあい相撲」の開催についてご案内いたします。
お手元に配布してございます資料をご覧ください。

来週、8月27日（火曜日）午前9時から市民体育館相撲場において「大相撲鋳山（しころやま）部屋ふれあい相撲」を開催いたします。

このイベントは、今回で4回目の開催となりますが、これまで多くの市民の皆様がご来場され、大変好評を得ております。

今年度も、「元関脇 寺尾 鋳山（しころやま）親方」、「元小結 豊真将 立田川親方」、そして、5月の東京場所で好成績を収め小結に昇進し、7月の名古屋場所も勝ち越しを決めた、阿炎関を始め、鋳山部屋より、約20名の力士をお招きいたします。

イベント内容については、「こども相撲もばら場所」の開催、また、力士の稽古や子供達による挑戦コーナーの他、ちゃんこ鍋の振る舞い、髪結いの実演、など、多数のイベントでご来場の皆様をおもてなしいたします。入場料は無料で事前の申込みも不要となります。

教育委員の皆様もお忙しい中、恐縮ですが、お越しいただければ幸いです。また、ご友人やご近所のお相撲好きな方にも、お声掛けいただければと思いますので、是非、よろしく願いいたします。

以上でございます。

内田教育長 : ふれあい相撲について、何か質問等ございますか。
他にありますか。その他報告がありましたら、お願いします。
なければ、以上で令和元年第4回教育委員会会議を閉会します。

茂原市教育委員会会議規則第27条の規定により、上記会議録が相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年9月25日

教育長職務代理者 齋藤 晟

署名委員 高貴 裕一郎

署名委員 高仲 輝夫